施設サービス利用料一覧表

介護老人保健施設 けんちの苑すみだ川 【 令和元年10月1日実施 】

【 多床室ご利用の場合 】

月=1ヶ月(30日計算) 単位(円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設サービス費(1)1割負担/月	23,250	24,690	26,520	28,050	29,670
/日	775	823	884	935	989
食費/月	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
/日	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
居住費/月	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
/日	600	600	600	600	600
概算/1ヶ月	93,750	95,190	97,020	98,550	100,170

※ 負担割合が2割・3割負担の方は、サービス費(1)×2又は×3の計算となります。

【 個室ご利用の場合 】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設サービス費(1)1割負担/月	21,030	22,380	24,240	25,800	27,330
/日	701	746	808	860	911
食費/月	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
/日	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
居住費/月	49,200	49,200	49,200	49,200	49,200
/日	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
概算/1ヶ月	122,730	124,080	125,940	127,500	129,030

※ 負担割合が2割・3割負担の方は、サービス費(1)×2又は×3の計算となります。

【 食費・居住費(注:国が定める利用者負担限度額段階(第1~3段階)に該当する利用者等の負担額) 】

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費/月	9,000	11,700	19,500	52,500
/日	300	390	650	1,750
居住費(多床室)/月	負担無し	11,100	11,100	18,000
/日	負担無し	370	370	600
居住費(個室)/月	14,700	14,700	39,300	49,200
/日	490	490	1,310	1,640

【 その他のご利用時の料金 】

特別な室料	二人部屋	2, 200円 /日(税込		
特別は至科	個室(タイプ別)	7, 150円/日、5, 500円/日、3, 300円 / 日(税込)		
生活補助費	150円/日	ご利用者の療養生活を快適に過ごす為に必要となる		
クラブ活動費	100円/日	雑費や社会性を維持する為に提供される活動等の費用		
理美容代	2,000円/1回	施設内で出張による理容師・美容師の調髪サービス費		
電化製品持ち込み使用料	550円 /月	個別に電気製品(テレビ等)1つについての使用料		
私物洗濯業者委託費	3,667円 /月	業者との直接契約で洗濯委託費		

加算項目	金額	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	240/回	入所後3ヶ月以内に短期集中でリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240/回	入所後3ヶ月以内に認知症の方に生活機能の回復を目的として実施の場合
認知症ケア加算	76/日	認知症の疾患に対して、専門的な必要なケアを提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	120/月	若年性認知症患者を、本人や家族の希望を踏まえて受入れをした場合
外泊時費用	362/日	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度として算定可能)
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800/日	施設により提供される在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度として算定可能)
初期加算	30/日	入所日から起算して30日以内な限る
栄養マネジメント加算	14/日	栄養状態を適切に管理し、栄養ケアマネジメントを実施した場合
療養食加算	6/1食	厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合。
低栄養リスク改善加算	300/1月	多職種が協働して低栄養状態を改善する為の計画書し、栄養食事調整した場合
再入所時栄養連携加算	400/回	入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要な場合
経口移行加算	28/日	経管栄養の方対象に、他職種による経口維持計画書を作成し、経口摂取移行する管理を行なった場合
経口維持加算I	400/月	著しいを誤嚥を認める方を対象に、他職種による経口維持計画書を作成
経口維持加算Ⅱ	100/月	し、経口摂取を維持する管理を行なった場合。
口腔衛生管理体制加算	30/日	歯科医師や歯科衛生士が介護職員に対して、口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行った場合
口腔衛生管理加算	90/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回以上を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が在宅での生活が困難で緊急に入所利用する事が適当と判断
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125	内服薬の減少について施設医師と退所後の主治医と合意している場合
ターミナルケア加算(死亡日)	1650/日	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断し、利用者又は家族
ターミナルケア加算(2~3日)	820/日	の同意を得て、ターミナルケアに係る計画書が作成、他職種協働によるケアが
ターミナルケア加算(4~30日)	160/日	提供された場合
退所時指導加算	400	入所期間1か月を超えて退所し、居宅及び社会福祉施設等て生活される場合
退所時情報提供加算	500	入所期間1か月を超えて退所し、居宅及び社会福祉施設等て生活される場合
退所前連携加算	500	入所期間1ヶ月を超えて退所し、居宅介護支援専門員と連携した場合
老人訪問看護指示加算	300	施設退所後に訪問看護を受けられる方に訪問看護指示書を施設医師が交付した場合
認知症情報提供加算	350	入所中に認知症の疑いで認知症疾患医療センター等に紹介を評価された場合
身体拘束廃止未実施加算	▲ 10	厚生労働大臣が定める基準の内容を遵守しなかった場合
地域連携診療計画情報提供加算	300	医療機関を退院し入所時に連携をした場合
所定疾患施設療養費(I)	235/日	医師が肺炎・尿路感染症・帯状疱疹の診断があり、内服治療等を行なった場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475/日	施設で行う事が出来ない専門的な検査を医療機関で行い療養した場合
褥瘡マネジメント加算(3月につき)	10/月	褥瘡発生を予防する為、施設入所時に評価し3月に1回評価を行なった場合
排せつ支援加算(1月につき)	100/月	排泄に介護を要する状態を多職種が協働して支援計画書作成し軽減した場合
夜勤職員配置加算	24/日	厚生労働大臣が定める基準を満たした夜勤職員を配置体制の場合
サービス提供体制強化加算(I)I	18/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上の配置体制の場合。
処遇改善加算 I	所定単位数×39/1000	介護職員の処遇改善 所定単位数に乗じ加算。
L		

※ 1単位の基本は10円となっていますが、介護保険制度上、特別区(大都市部)でサービスを提供 ている為に、設定されている10.9円と割り増しの単価計算となりますので、ご留意下さい。